



定し、このたび街並みの景観の形成に大きく影響を及ぼす大規模な建築などの工事について基準を設けました（6頁表）。これにより、このような工事を行うとする場合は、十分周囲の景観に配慮した計

画を立てていただくこととなります。良好な景観の形成は、短期間に実現できるものではなく、長期にわたり継続的な取り組みが必要です。みなさんのご理解をお願いします。

大規模行為 の届け出

本年10月から、条例に基づき、下表に掲げる工事については、事前に鳥取市への届出が必要となります。なお、鳥取県で景観形成地域として指定されている白兔海岸付近は、今までどおり県への届出となります。

問い合わせ先 都市計画課（☎20 3274）

地域	全 市 (景観形成地域を除く)	景観形成地域に指定されたとき
建築物の新築など	高さ13m超または建築面積1,000m ² 超 (商業系および工業系の用途地域にあっては、高さ20m超または建築面積1,500m ² 超)	床面積10m ² 超または高さ5m超
工	煙突、排気塔などの新築など	高さ5m超（建築物に付設される場合は、高さ1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ5m超）
	広告塔、広告板などの新築	
	電波塔、記念塔などの新築など	
	高架水槽、冷却塔などの新築など	
作	彫刻、記念碑などの新築など	高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m超）
	鉄柱、木柱の新築など（の支持物を除く）	
	電線、索道用架線などの新築など（その支持物を含む）	
	観覧車、飛行塔、コースターなどの新築など	
物	コンクリートプラント、アスファルトプラントなどの新築など	高さ（建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5m超または築造面積10m ² 超
	石油、ガスなど貯蔵、処理施設などの新築など	
	汚水処理施設、ゴミ処理施設などの新築など	
	塀、さく、垣など（生垣を除く）の新築など	高さ1.5m超
屋外における物品の集積または貯蔵	高さ5m超または面積1,000m ² 超	高さ1.5m超または面積100m ² 超
鉱物の掘採または土石の採取土地の区画形質の変更	面積10,000m ² 超または行為にともない生じる法面または擁壁の高さ5mおよび長さ10m超	面積500m ² 超または行為にともない生じる法面、擁壁の高さ1.5m超
木竹の伐採		高さ10m超または伐採面積500m ² 超

景観形成地域は今後重点的に景観形成を図っていく必要がある地域で、現在のところ白兔海岸付近が指定されています。今後、みなさんの意見をうかがいながら指定していくこととしています。（8月15日号参照）